

事 務 連 絡
平成30年12月21日

各保険医療機関 開設者 様

北海道厚生局医療課

病院の入院基本料等の施設基準等に係る看護職員の夜勤配置について（注意喚起）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、基本診療料に係る告示（平成30年3月5日厚生労働省告示第44号）により示されているところですが、当該告示において、急性期一般入院基本料、地域一般入院基本料（地域一般入院料3を除く）、7対1入院基本料、10対1入院基本料又は13対1入院基本料を算定する病棟における夜勤については、看護師1を含む2以上の数の看護職員が行うこととされています。

今般、当該病棟において、准看護師のみで夜勤を行っている事例が確認されましたので、施設基準に規定されている適切な職員の配置について注意喚起します。

つきましては、貴保険医療機関において、院内の体制について再度ご確認いただくとともに、施設基準の要件を満たす配置が出来ない場合には、早急に当該施設基準の変更の届出を提出していただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

札幌市北区北7条西2丁目15番1
野村不動産札幌ビル2階
北海道厚生局医療課
（電話 011-796-5105）

○厚生労働省告示第四十四号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、基本診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十二号)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

第五 病院の入院基本料の施設基準等

一 通則

- (1) 病院であること。
- (2) 一般病棟、療養病棟、結核病棟又は精神病棟をそれぞれ単位(特定入院料に係る入院医療を病棟単位で行う場合には、当該病棟を除く。)として看護を行うものであること。
- (3) 看護又は看護補助は、当該保険医療機関の看護職員又は当該保険医療機関の主治医若しくは看護師の指示を受けた看護補助者が行うものであること。
- (4) 次に掲げる施設基準等のうち平均在院日数に関する基準については、病棟の種別ごとに、保険診療に係る入院患者(別表第二に掲げる患者を除く。)を基礎に計算するものであること。
- (5) 次に掲げる看護職員及び看護補助者の数に関する基準については、病棟(別表第三に掲げる治療室、病室及び専用施設を除く。)の種別ごとに計算するものであること。
- (6) 夜勤を行う看護職員(療養病棟入院基本料の届出を行った病棟及び特別入院基本料を算定する病棟の看護職員を除く。)の一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること等、看護職員及び看護補助者の労働時間が適切なものであること。
- (7) 急性期一般入院基本料、地域一般入院基本料(地域一般入院料3を除く。)、七対一入院基本料、十対一入院基本料又は十三対一入院基本料を算定する病棟における夜勤については、看護師一を含む二以上の数の看護職員が行うこと。
- (8) 現に看護を行っている病棟ごとの看護職員の数と当該病棟の入院患者の数との割合を当該病棟の見やすい場所に掲示していること。